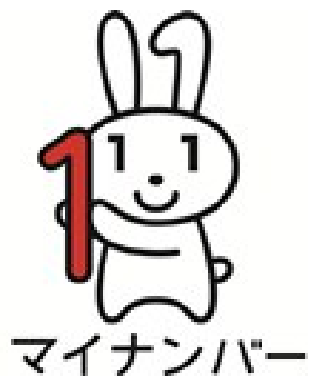


社会保障・税番号制度導入に向けた準備について



社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

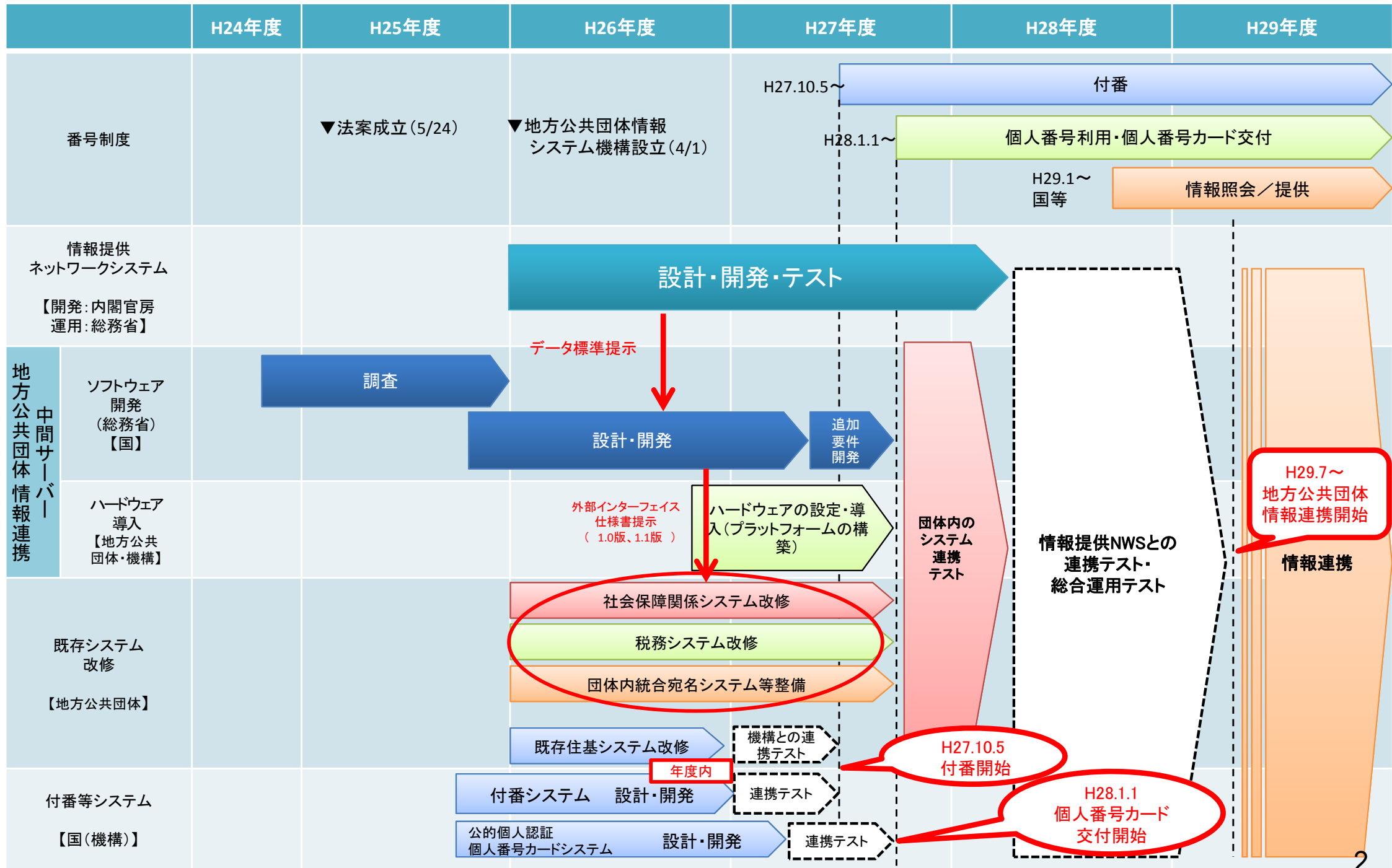
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



マイナンバー法の施行期日を定める政令

概要

マイナンバー法⁽¹⁾の施行の日は平成27年10月5日とし、一部の規定については平成28年1月1日とするもの。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

施行される主な規定

【マイナンバー法】

(平成27年10月5日施行)

- ① 個人番号の指定・通知等に関する規定
(指定及び通知(第7条)、個人番号とすべき番号の生成(第8条)等)
- ② 特定個人情報の取扱い等に関する規定
(提供の求めの制限(第15条)、特定個人情報の提供の制限(第19条(第7号を除く))、収集等の制限(第20条)等)

(平成28年1月1日施行)

- ① 個人番号の利用に関する規定
(利用範囲(第9条)、再委託(第10条)、委託先の監督(第11条)、本人確認の措置(第16条)、別表第一等)
- ② 個人番号カードの交付に関する規定
(個人番号カード(第3章)、事務の区分(第63条の一部))

【番号整備法⁽²⁾による改正後の住民基本台帳法】

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)

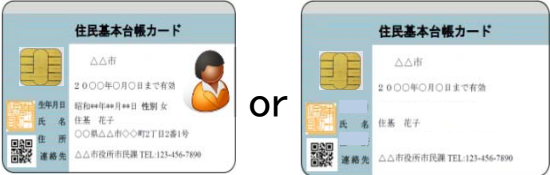
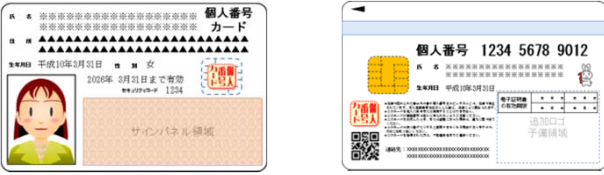

(平成27年10月5日施行)

- ① 本人確認情報の通知等に関する規定(本人確認情報に個人番号を追加する規定)
(市町村長から都道府県知事、都道府県知事から地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の通知等(第30条の6、第30条の7)等)
- ② 本人確認情報の提供等に関する規定(地方公共団体情報システム機構が国・地方公共団体等へ本人確認情報を提供する規定)
(国の機関等への本人確認情報の提供(第30条の9)、通知都道府県内の市町村への本人確認情報の提供(第30条の10)等)
- ③ 指定情報処理機関に関する規定(現行住民基本台帳法第4章の2第3節等)の削除

(平成28年1月1日施行)

- ① 個人番号を含む本人確認情報の提供に関する規定
(国の機関等への本人確認情報の提供(第30条の9)、別表第1～6等)
- ② 住民基本台帳カードに関する規定(現行住民基本台帳法第4章の2第5節等)の削除

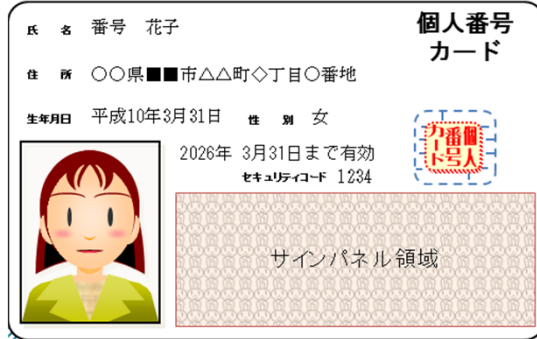
個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし</p> <p>○顔写真は選択制</p>	 <p>表面(案)</p> <p>裏面(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)</p> <p>○顔写真を券面に記載</p>	 <p>(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載</p> <p>○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口で2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委任</p> <p>○手数料:無料</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任</p> <p>○手数料:なし</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用</p> <p>○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</p> <p>○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用</p> <p>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能</p> <p>(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

個人番号カードの様式、申請・交付（案）

様式

表面(案)



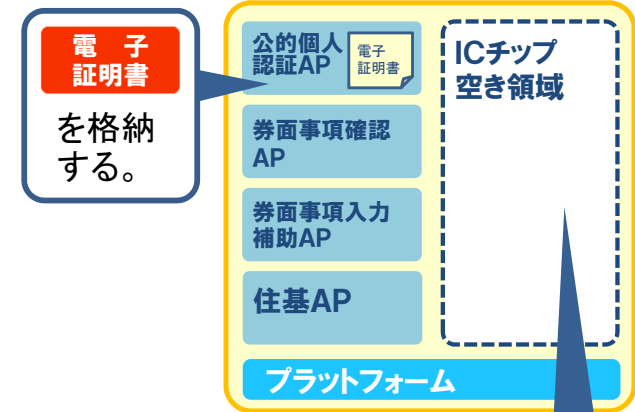
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自 **アプリ** を
搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は
捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請い
ただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

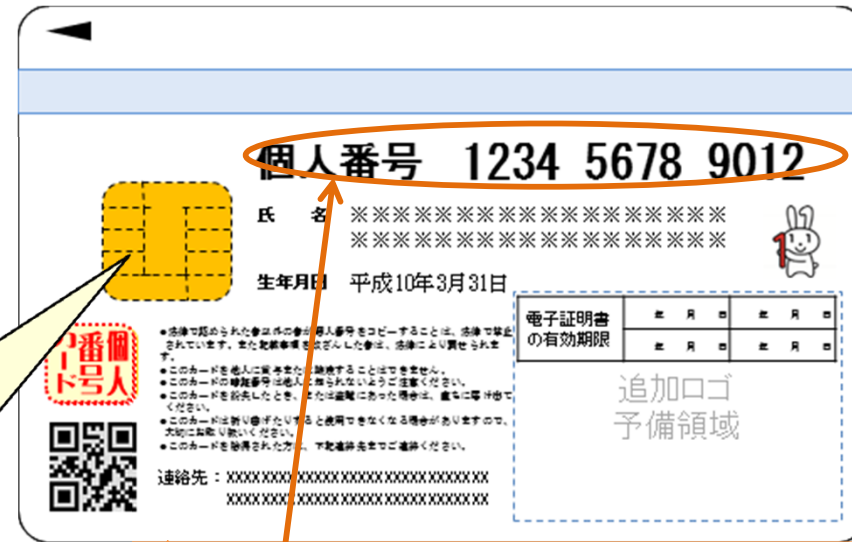
- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請を
とりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カードの3つの利用箇所について

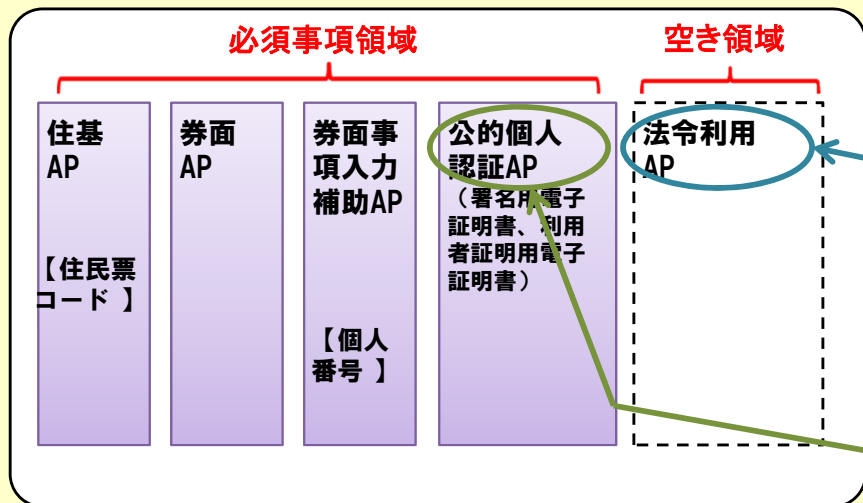
個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのICチップ内の構成



(1) 個人番号
 社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。
 また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2) ICチップの空き領域
 市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・図書館利用
- ・証明書自動交付機
- ・公共施設予約
- ・地域の買い物ポイント 等

(3) 電子証明書
 行政機関等(コンビニ交付、e-TAX、マイナポータル)の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。
 イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請



- 電子申請(e-Tax等)の利用
- 行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子
証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

- ◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
- ◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面 または 電子
証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



- インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
- インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

電子
証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中

将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化



券面 または アプリ または 電子
証明書

コンビニなどで各種証明書を取得



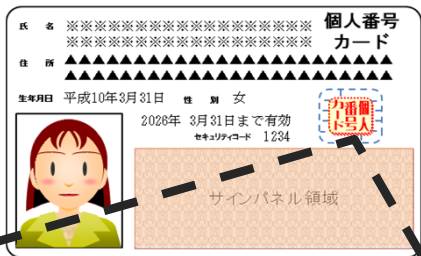
- コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

現在、約100市町村(国民の約1割強)が利用できる。アンケート調査によると、今後、約700弱の市町村が導入予定(国民の約7割)。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ または 電子
証明書

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。



署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区 〇ヶ〇 2-1-1
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

コンビニ交付、マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

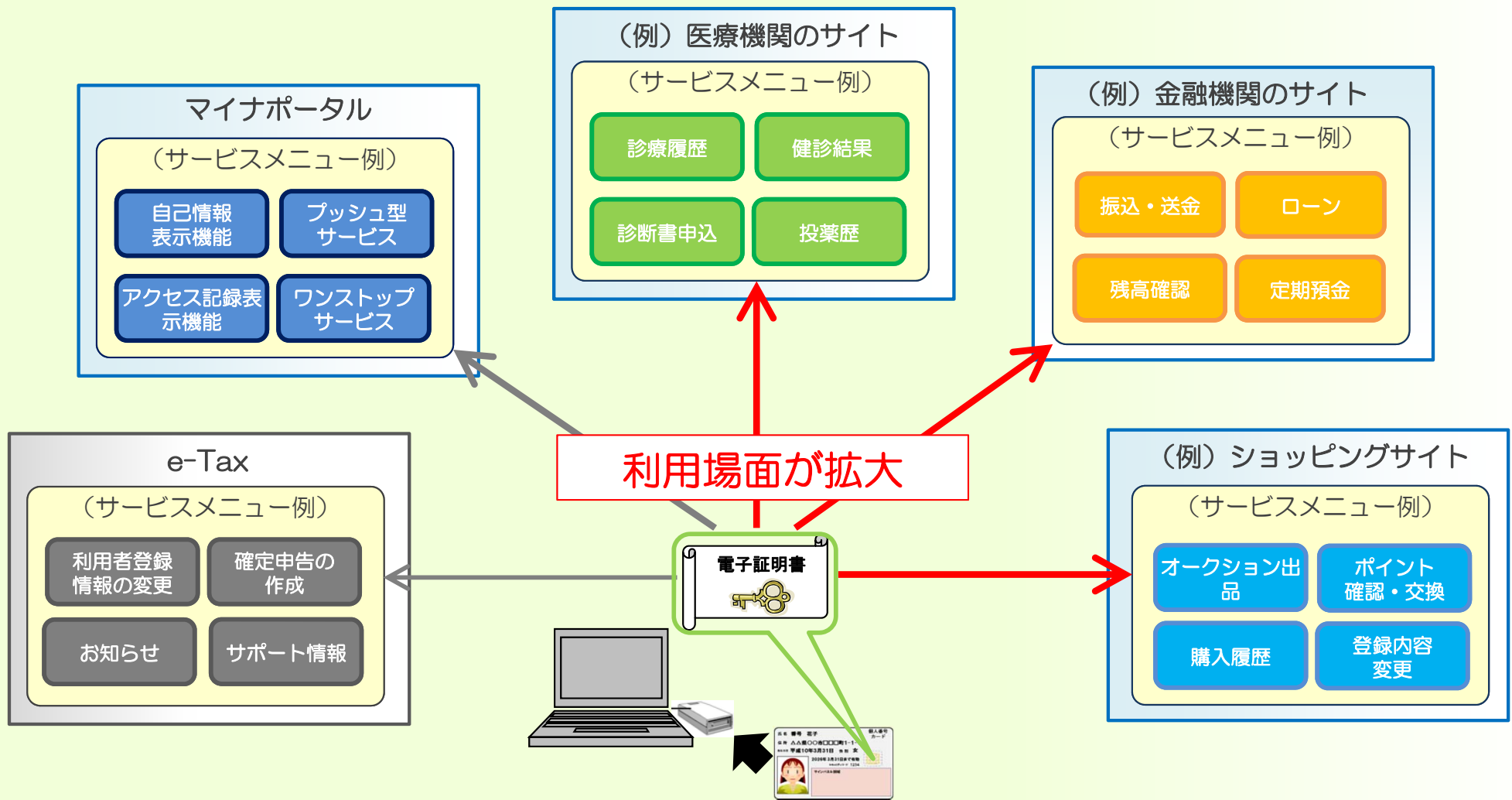
発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用
公開鍵

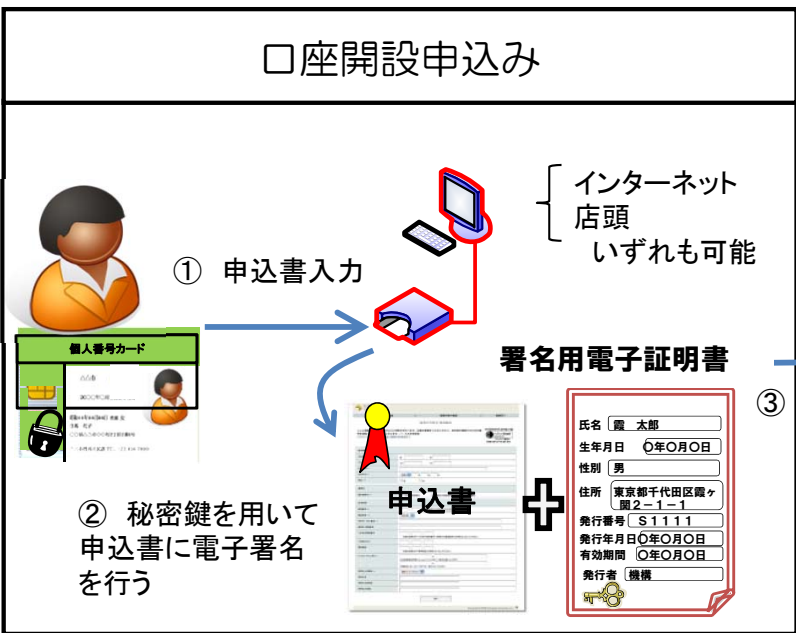
※基本4情報の記録なし

公的個人認証サービスの民間拡大について

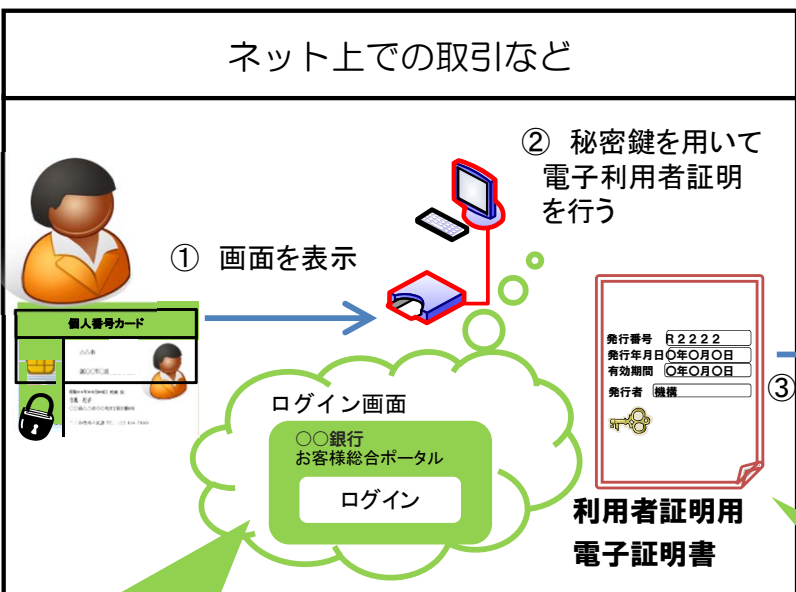
- e-Taxなど行政機関等の手続きに限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大



新しい公的個人認証サービス(署名と利用者証明)活用フロー(イメージ)

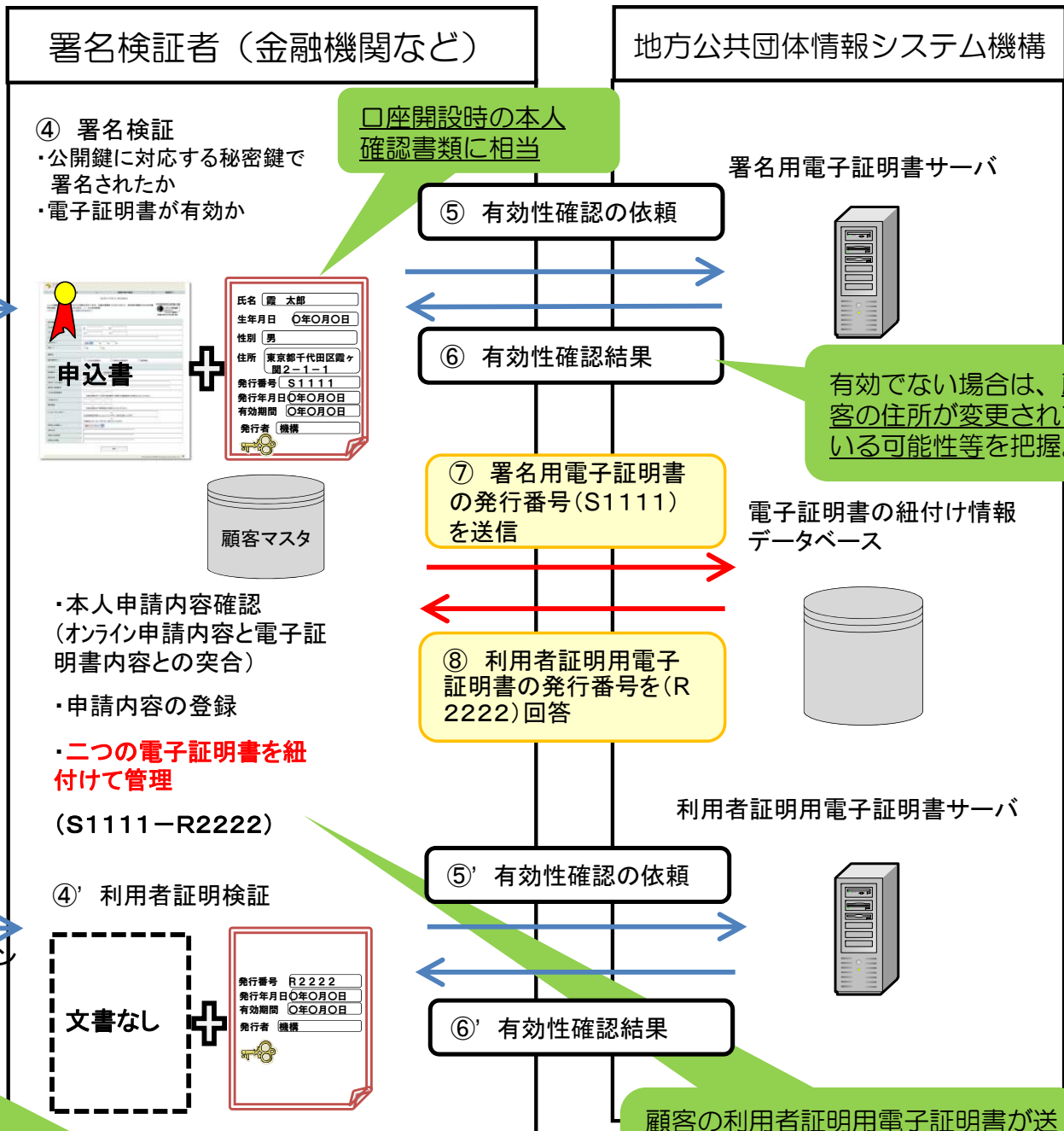


次回以降の手順



ID/パスワードを超えるセキュリティ水準を確保

基本4情報をネット上に流通させることなく安全にログインができる



口座開設時の本人確認書類に相当

有効でない場合は、顧客の住所が変更されている可能性等を把握。

顧客の利用者証明用電子証明書が送信された際に、発行番号を確認すれば、どこの誰からのアクセスなのか判明！！

「コンビニ交付サービス」の導入について①

1 個人番号カード（平成28年1月交付開始）

表面(案)



裏面(案)



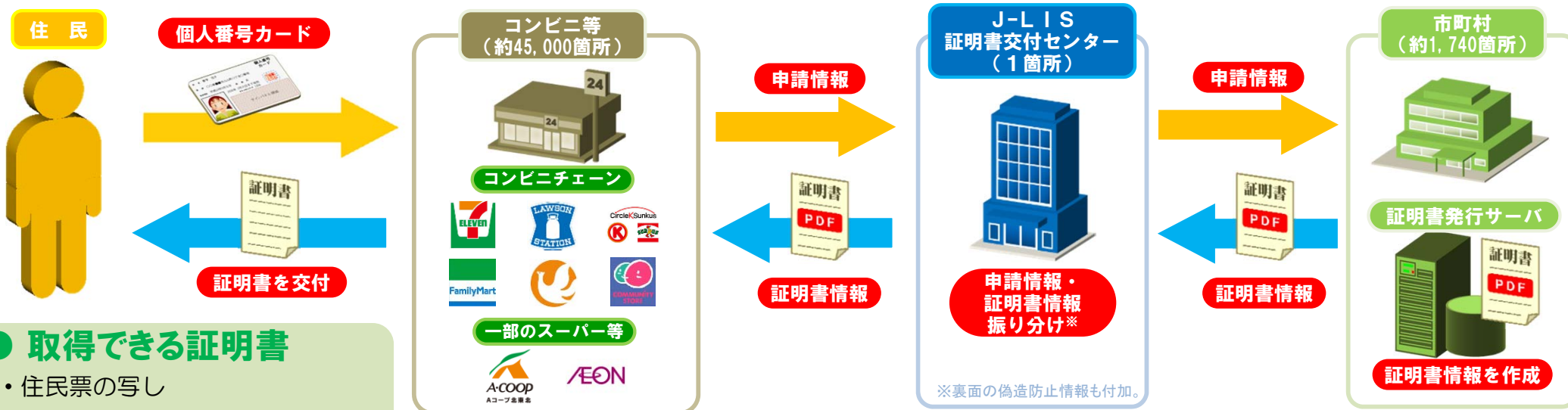
◆ 交付手数料は無料。

◆ 数多くのメリット。

- ① 個人番号の証明書
- ② 本人確認の証明書
- ③ 市町村や国などの各種サービスのカード
- ④ 行政手続のオンライン申請
- ⑤ 民間のオンライン取引・口座開設
- ⑥ コンビニ等で各種証明書を取得

➡ 相当数の住民が取得するものと見込まれる。

2 コンビニ交付サービスのイメージ



● 取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

いつでも → 早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日※も対応。

※12/29～1/3を除く。

どこでも → 全国の約45,000店舗で交付を受けられる。

導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

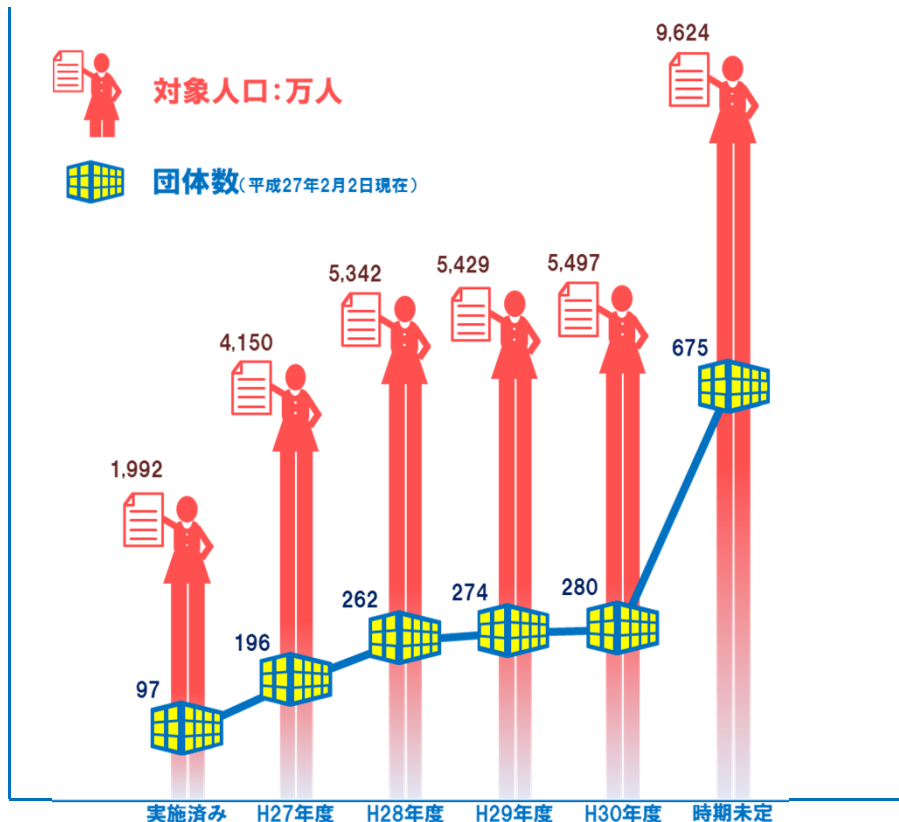
「コンビニ交付サービス」の導入について②

3 導入予定団体

■ 個人番号カードの導入を契機に、多くの市町村がコンビニ交付サービスの導入を予定。

約4割の団体がコンビニ交付サービスを導入予定。*

➡ その住民である約9,600万人（国民の約7割）がコンビニ交付サービスを楽しむことができることとなる見込み。**



※ J-LISが昨年の夏から秋にかけて実施したアンケート調査結果による。
**平成26年1月1日現在の人口をもとに算出。

4 導入のための経費

■ コンビニ交付サービスの導入コストは、標準的な団体の実績平均で約2,100万円*。

- 既存システムの改修費
- 証明書発行サーバの構築費
- 証明書交付センターへの接続費

約2,100万円

※住民票の写し、印鑑登録証明書を対象とする場合、平成22年度～24年度に導入した59団体の事業費を基に算出。

特別交付税措置

対象経費に対し、

2分の1、上限5,000万円の措置

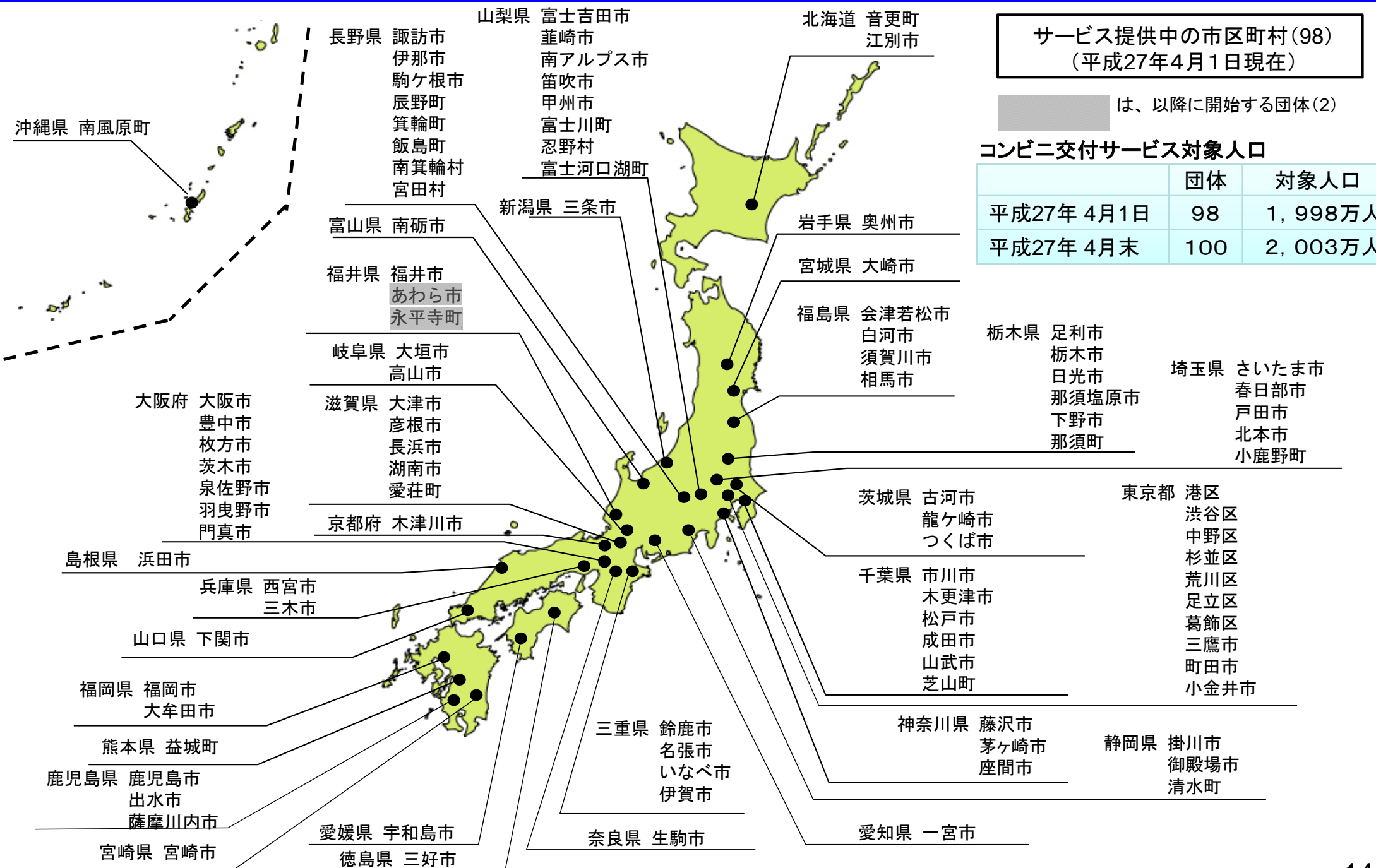
条件：自治体クラウドの推進に資するものであること。

ランニングコスト

- ◆ 証明書発行サーバの保守費
- ◆ 証明書交付センターの運営負担金
 - ・町村100万円～指定都市（100万人以上）1,000万円
 - ・一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。
- ◆ コンビニ事業者等への委託手数料（1通当たり）123円

以上についても、当初3年間は上記特別交付税の対象となる。

市区町村の参加状況



公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付の実現について

現行の仕組みとの比較

本人認証の仕組み	条例制定の可否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード
条例利用方式 (カードAP認証)	必要	必要	証明発行サーバ及び 条例利用システムを構築	利用者ID及び暗証番号	個人番号カードだけでなく、 住基カードでも利用可
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ構築	利用者証明用電子証明書の有効性検証	個人番号カードのみ利用可

市区町村におけるメリット

- ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。
- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
- コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。

利用者におけるメリット

- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
- 現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

マイナンバー広報 基本方針

- 政府広報等での一般国民向け広報と、説明会等の民間事業者向け広報を総合的に展開
- 27年1月から、準備に着手が必要な民間事業者向けの説明会を重点的に実施
- 政府広報等は3月を第1弾とし、27年度も集中広報期間を設け、一般国民向け、民間事業者向けの広報を全面展開

《 当面の目標 》

一般国民向け

マイナンバーを聞いたことがない人を減らす

民間事業者
向け

マイナンバーの準備を始めている事業者を増やす



一般国民向け広報

◆ 3月(第1弾)、7月(通知3か月前)、9~10月(通知前)、12月(28年1月からの利用開始前)に集中広報を展開

◆ 政府広報等による多様なメディアの活用

- ・現役世代、高齢者、若者、女性、障害者、外国人など、多様な世代・対象にきめ細かなアプローチ
- ・TV、ラジオ、新聞、雑誌、WEB等の多様なメディアを活用

3月 TVCM、新聞記事下広告、新聞折込広告
雑誌、WEB広報 等

※ 4月以降、ラジオ、動画等を含め、媒体を拡充し、実施時期に応じた内容を検討

民間事業者向け広報

◆ 政府広報等でのメディアの活用(専門紙、スポーツ紙、週刊誌、動画DVD、事業者向けリーフレット等)に加え、特に民間事業者向けの説明会を重点的に実施

・特定個人情報保護委員会の民間事業者向けガイドラインや、税・社会保障関連情報の周知

- ➡ 経済団体等と連携し、説明会の開催
- ➡ 全省庁、地方自治体に広報実施・協力依頼
- ➡ 経済団体等に広報協力依頼
- ➡ 税理士会、社労士会等への協力依頼
- ➡ 関係府省連絡会議の開催
- ➡ 各省庁から所管業界への働きかけ

個人番号カードに係る周知・広報用ポスター及びリーフレット



暮らしを便利に。
みんなの一枚、個人番号カード。
平成 28 年 1 月、交付開始。

2016.1 START

とっても
便利!



交付手数料は
無料!

平成 27 年 10 月から、
みなさまの住民票の住所に、マイナンバーの通知をお届けします。
また、個人番号カードは、申請により、平成 28 年 1 月から無料で交付されます。

通知を確実に受け取りいただくため、
今のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、
お住まいの市町村に、住民票の異動をお願いします。

■ マイナンバー制度のお問合せは
コールセンター（全国共通ナビダイヤル）


0570-20-0178

【受付時間】 平日 9:30~17:30（土日祝日・年末年始を除く）※ナビダイヤルは通話料がかかります。


WEBで

マイナンバー

検索



こんなに便利な個人番号カード。




- 1** 個人番号を証明する書類として
マイナンバーの提示が必要な様々な
場面で、マイナンバーを証明する書類
として利用できます。

2 本人確認の際の身分証明書として
マイナンバーの提示と本人確認が同時
に必要な場面では、これ 1 枚で済む唯一
のカードです。

3 様々なサービスがこれ 1 枚で*
市町村等が提供する様々なサービス
毎に必要な複数のカードが個人番
号カードと一体化できます。
* 市町村によりサービスの内容が異なりますので、詳細はお住まいの市町村にお問合せください。
- 4** 各種行政手続のオンライン申請に
平成 29 年 1 月から開始されるマイポ
ータルへのログインをはじめ、各種の行政手
続のオンライン申請に利用できます。


5 各種民間のオンライン取引に
オンラインバンキングをはじめ、各種の
民間のオンライン取引に利用できるよう
になります。

6 コンビニなどで各種証明書を取得*
コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書
などの公的な証明書を取得できます。



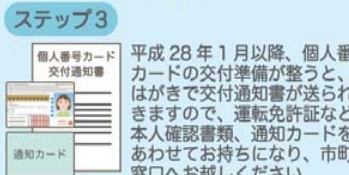
交付は無料! 個人番号カードの申請方法

ステップ 1




平成 27 年 10 月以降、住民票の住所に、
マイナンバーの通知カードが、簡易書留
で届きます。

ステップ 3



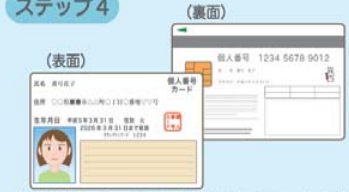
平成 28 年 1 月以降、個人番号
カードの交付準備が整うと、
はがきで交付通知書が送られて
きますので、運転免許証などの
本人確認書類、通知カードを
あわせてお持ちになり、市町村
窓口へお越しください。

ステップ 2



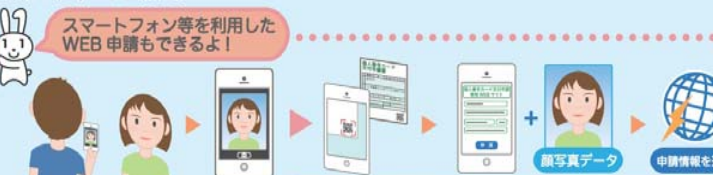
同封されている個人番号カード交付申請
書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に
入れて、ポストに投函。

ステップ 4



本人確認の上、暗証番号を設定していただき、
個人番号カードが交付されます。

スマートフォン等を利用した
WEB 申請もできるよ!



- 1 スマートフォン等のカメラで顔写真を撮影。
- 2 交付申請書の QR コードから申請用 WEB サイトにアクセス。必要事項を入力の上、
顔写真のデータを添付し送信すれば、申請が完了します。あとは、ステップ 3 と同じ。

B2版ポスター及びA4版リーフレット(表面)

A4版リーフレット(裏面)